基安発０５３０第１号
平成 23 年５月 30 日

東京電力株式会社
取締役社長　清水正孝　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の強化について

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において、緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、平成 23 年５月 23 日付け基安発 0523 第１号等により適切な対応を求めてきたところであるが、今般、緊急作業に従事する労働者２人が、250mSv を超えるおそれのある高いレベルの内部被ばくを受けたことは遺憾である。ついては、貴社における内部被ばく管理及び内部被ばく防止対策を強化するため、下記のとおり適切に対応されるよう求める。

なお、本文書の内容について、緊急作業を行う事業者にも周知されたい。

記

１　内部被ばく測定の実施

(1)　250mSv を超えるおそれのある高いレベルの内部被ばくを受けた労働者２人について、本年６月３日までに内部被ばく線量を確定させること。

(2)　本年３月 11 日から３月 31 日までに発電所で緊急作業に従事したすべての労働者に対して、至急（遅くとも本年６月 10 日まで）、内部被ばく測定を実施するとともに、その一次（暫定）評価結果を、６月 13 日までに、各事業者に通知すること。

なお、通知にあたっては、労働者ごとの外部被ばくの累計線量との合算値も併せて通知すること。

(3)　発電所におけるすべての緊急作業従事者に対して、遅くとも６月 30 日までに、内部被ばく測定及びその評価結果の事業場への通知を行うこと。

なお、通知にあたっては、労働者ごとの外部被ばくの累計線量との合算値も併せて通知すること。

2　呼吸用保護具等の適切な使用の徹底

(1)　全面マスク等の呼吸用保護具及び保護衣等（以下保護具という。）の適切な使用を図るため、内部被ばくによる健康障害の危険性及び保護具の適切な使用方法について、新規入場者教育における教育を徹底すること。

(2)　元方事業者等を通じ、緊急作業に従事するすべての労働者に対し、作業前の打ち合わせ等を利用し、保護具の適切な使用の必要性について繰り返し周知徹底を図ること。

3　厚生労働省への報告

(1)　1の(1)の内部被ばく線量について、本年6月3日までに、1の(2)の外部及び内部被ばくの合算値について、本年6月13日までに、1の(3)の外部及び内部被ばくの合算値について、本年6月30日までに、電子データで厚生労働省に報告すること。

(2)　2の(1)及び(2)の実施状況について、本年6月10日までに厚生労働省に報告すること。

(3)　今後、内部被ばく測定を行った一次（暫定）評価で、20mSvを超えるおそれのある値が出た場合は、ただちに厚生労働省に報告すること。